

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 伊勢崎深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市中瀬字向島一六五六番一 地先から同市中瀬字伊勢島一三 一九番四地先まで	深谷市中瀬字向島一七六八番一 地先から同市中瀬字伊勢島一三 一九番四地先まで	区 間
一四・七五 八一・七五	七・一〇 一九・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一二二六・八〇	一二二四・二〇	延 長 (メートル)
橋梁(上武大橋)架換事業によ る		備 考